埋葬料（費）支給要件の概要

支給を受ける要件

① 埋葬料について

被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方（親族や遺族であることは問われません）に「埋葬料」として５万円が支給されます。

また、被扶養者が亡くなったときは、被保険者に「家族埋葬料」として５万円が支給されます。

※「埋葬料」は、死亡の事実またはその確認があれば支給されるもので、埋葬を行ったことは要件とされていません。仮埋葬や葬儀を行わない場合でも支給されます。

② 埋葬費について

埋葬料を受ける方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料（５万円）の範囲内で実際に埋葬に要した費用に相当する「埋葬費」が支給されます。

※「埋葬費」は、実際に埋葬を行った方に支給されるため、埋葬を行った事実が必要であり、埋葬を行った後でなければ埋葬費を請求することはできません。
※実際に埋葬に要した費用は葬壇一式料のほか、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼などの実費額です。

亡くなった方	支給対象となる方	支給額
被保険者	①被保険者により生計を維持されていた方	埋葬料　５万円
	②①の対象者がいない場合は、実際に埋葬を行った方	埋葬費 ５万円の範囲内で埋葬に要した費用に相当する額
被扶養者	被保険者	家族埋葬料　５万円

資格喪失後の埋葬料（費）

被保険者がその資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料・埋葬費が支給されます。

① 被保険者だった方が資格喪失後３か月以内に亡くなったとき
② 被保険者だった方が資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき、もしくは、当該継続給付を受けなくなってから３か月以内に亡くなったとき

※被保険者の資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料は支給されません。